

平成 17 年 4 月 20 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
株式会社 UFJ ホールディングス
株式会社東京三菱銀行
株式会社 UFJ 銀行
三菱信託銀行株式会社
UFJ 信託銀行株式会社
三菱証券株式会社
UFJ つばさ証券株式会社

新グループのコーポレート・ガバナンス態勢および組織について

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 畔柳信雄^{くろやなぎのぶお}） 株式会社 UFJ ホールディングス（取締役社長 玉越良介^{たまごしりょうすけ}） 株式会社東京三菱銀行（頭取 畔柳信雄^{くろやなぎのぶお}） 株式会社 UFJ 銀行（頭取 沖原隆宗^{おきはらたかむね}） 三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也^{うえはらはるや}） UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 安田新太郎^{やすだしんたろう}） 三菱証券株式会社（取締役社長 加根弘一^{かねこういち}） UFJ つばさ証券株式会社（取締役社長 藤本公亮^{ふじもとくみすけ}）の 8 社は、各社の株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提に、本年 10 月のグループ経営統合に向けて鋭意準備を進めておりますが、今般、新グループのコーポレート・ガバナンス態勢および組織について、次のとおり合意いたしました。

1. コーポレート・ガバナンス態勢について

(1) 持株会社のガバナンス態勢（別紙 1 ご参照）

新持株会社は、監査役と取締役を併置する制度のもと、「社外の視点」と任意の委員会制度の導入により、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築します。

具体的には、経営の透明性を高めるとともに、株主への説明責任をよりの確かつ十分に果たすため、3つの「社外の視点」を導入します。

第一に、監査役会の過半数(3名)を社外監査役とし、第二に、複数の社外取締役(4名)を任用することで、取締役会出席者の3割以上を社外の人材とします。これとともに、取締役会傘下の機関として、社外取締役を委員長とし社外委員を主体とする任意の監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置し、社外の人材による経営監督機能を高めていきます。第三に、社外有識者から成るアドバイザリーボードを設置します。アドバイザリーボードでは、事業戦略や業務計画などの経営上の重要な課題について、有識者から助言を受けます。

このうち、監査委員会は、内部監査部門から直接報告を受け、内部監査やコンプライアンスなどに係わる重要事項を審議し必要な改善事項を取締役に提言する機能を担いますが、これにより、内部監査部門の業務執行からの必要十分な独立性を確保します。また、監査委員会を通じ、監査役と内部監査部門が機動的に連携することで、監査役監査の実効性向上や内部監査機能の継続的な改善を図っていきます。

新持株会社は、グループ全体のガバナンスについても、グループ横断的なリスク管理や内部監査体制の構築、主要子会社への役員派遣などを通じた経営監督の強化を図り、「世界屈指の総合金融グループ」に相応しいガバナンス態勢を整備していきます。

< 新持株会社の監査委員会、指名委員会、報酬委員会の概要 >

	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
位置付け 機能	取締役会傘下の委員会 審議内容について取締役会に報告・提言する		
委員長	はま だ ひろし 浜田 広 株式会社リコー 最高顧問	かねこりょうたろう 金子亮太郎 明治安田生命保険相互会社 代表取締役社長	おおとしたくま 大歳卓麻 日本アイ・ピー・エム株式会社 代表取締役社長執行役員
構成	社外取締役・外部専門家 からなる社外委員が過 半数を占める	社外取締役からなる 社外委員が過半数を占 める	社外取締役からなる 社外委員が過半数を占 める
審議対象	持株会社および傘下の 普通銀行・信託銀行・ 証券会社などを対象と する	持株会社および 傘下の普通銀行・信託銀行を対象とする	
審議内容	内部監査・コンプライア ンスなどに係わる事項 の審議を行い、内部監査 の状況や必要な改善措 置を含め持株会社の取 締役に報告・提言する	取締役の選任・解任に係 わる事項の審議を行い、 持株会社の取締役会に 報告・提言する	役員の報酬に係わる 事項の審議を行い、持株 会社の取締役会に報 告・提言する

(2) グループ傘下の普通銀行、信託銀行、証券会社のガバナンス態勢（別紙1～2ご参照）

また、新グループ傘下の普通銀行、信託銀行、証券会社においても、社外委員が過半数を占める監査委員会を設置し、内部監査・コンプライアンスなどに関する事項について審議することにより、経営の透明性向上を図ります。

さらに、普通銀行においては、より高度なコンプライアンス体制・情報セキュリティ管理体制の構築および関連事案への適時適切な対応を目的に、監査委員会の専門部会として、コンプライアンス専門部会ならびに情報セキュリティ専門部会を設置し、各分野に係わる事項を重点的に審議します。

< グループ傘下の普通銀行・信託銀行・証券会社の監査委員長 >

	普通銀行	信託銀行	証券会社
委員長	おぎきてるお 尾崎輝郎 尾崎輝郎公認会計士事務所 所長	たかしまただお 隆島唯夫 公認会計士	みやとなおてる 宮戸直輝 株式会社 T&D ホールディングス 代表取締役社長

2. 組織

新グループとして「お客さま本位」の考え方を徹底し、お客さまセグメントごとに既存の業態の枠を越え、グループ一体となって付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する、これまでにない「グループ融合型の組織体制」を構築するとともに、「グローバルトップ5」を目指す金融グループに相応しいリスク管理機能、内部統制機能を兼ね備えた体制を確立するため、新持株会社および傘下の普通銀行、信託銀行、証券会社の組織を別紙3~6のとおり決定しました。

(1) 新グループ共通の考え方

- ◇ お客さまのあらゆる金融ニーズに総合的、かつ機動的にお応えできる体制の確立
 - 普通銀行、信託銀行、証券会社においてお客さまセグメントごとの組織とする考え方を徹底し、持株会社に設置する連結事業本部のもと、各業態の組織体制を可能なかぎり同じにすることで、グループ全体が一丸となってグループ戦略を強力、的確に推進する体制を構築します。
- ◇ 世界最大の資産規模と傘下に多様なグループ会社を擁する総合金融グループを的確にコントロールできる高度な内部管理体制の確立
 - ニューヨーク証券取引所上場企業として、米国企業改革法やSEC基準などに準拠した高度なリスク管理機能、内部統制機能が十分に発揮できる体制を確立するとともに、ガバナンス強化の観点から独立性・実効性の高い内部監査体制を構築します。
- ◇ グループ全体としての経営効率の向上と迅速な意思決定を可能とするスリムな組織体制の構築
 - 持株会社と傘下グループ会社との機能の重複をなくし、持株会社とグループ会社間で平仄の取れた効率的な組織体制を導入します。

(2) 業態別の特徴

【新持株会社】

リテール・法人・受託財産の主要3事業について、傘下の普通銀行、信託銀行、証券会社が緊密な連携のもと、お客さまセグメントごとに一元的に戦略を策定し、グループ一体となって事業を推進するため、「連結事業本部」を設置します。

【新普通銀行】

持株会社の連結事業運営体制と平仄を合わせ、お客さまセグメントごとのマーケット別組織体制とし、事業分野ごとに責任と権限を一致させた分社的経営を推進するため、「部門制」を導入します。

また、地域密着型の業務運営を行い、それぞれの地域のお客さまのニーズにしっかりとお応えしていくため、サービス提供機能・審査機能等の本部機能を名古屋・大阪にも設置します。

【新信託銀行】

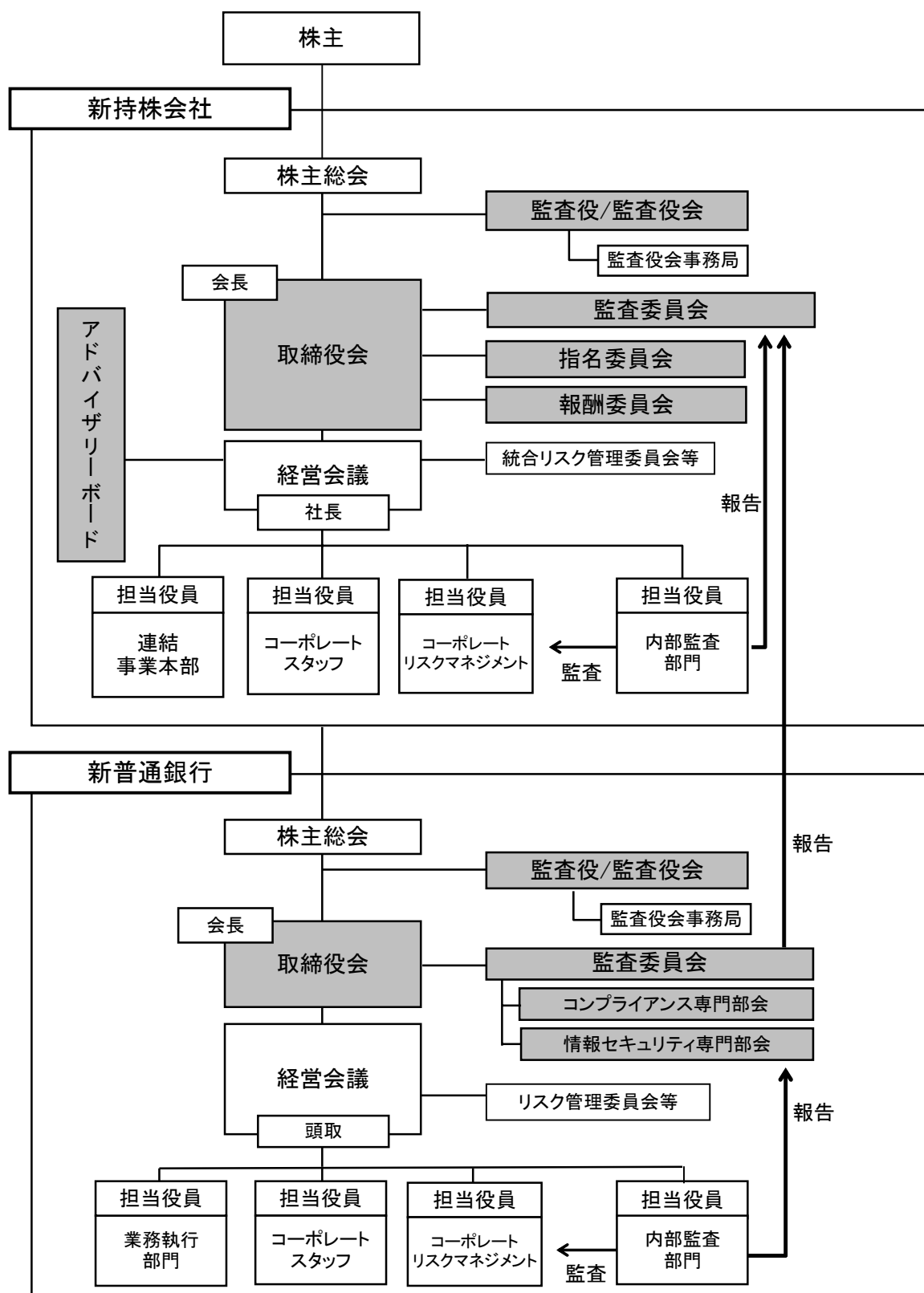
リテール・法人のバンキング業務については、お客さまセグメントごとの、また、信託固有業務については、専門性の強化と責任体制の明確化を図るため、業務特性に応じた「部門制」を導入します。

【新証券会社】

お客さまセグメントごとに高度な商品・サービスをご提供できる業務推進体制を構築するとともに、業務特性に応じた責任体制の明確化を図るため、フロントに「本部制」を導入します。

以 上

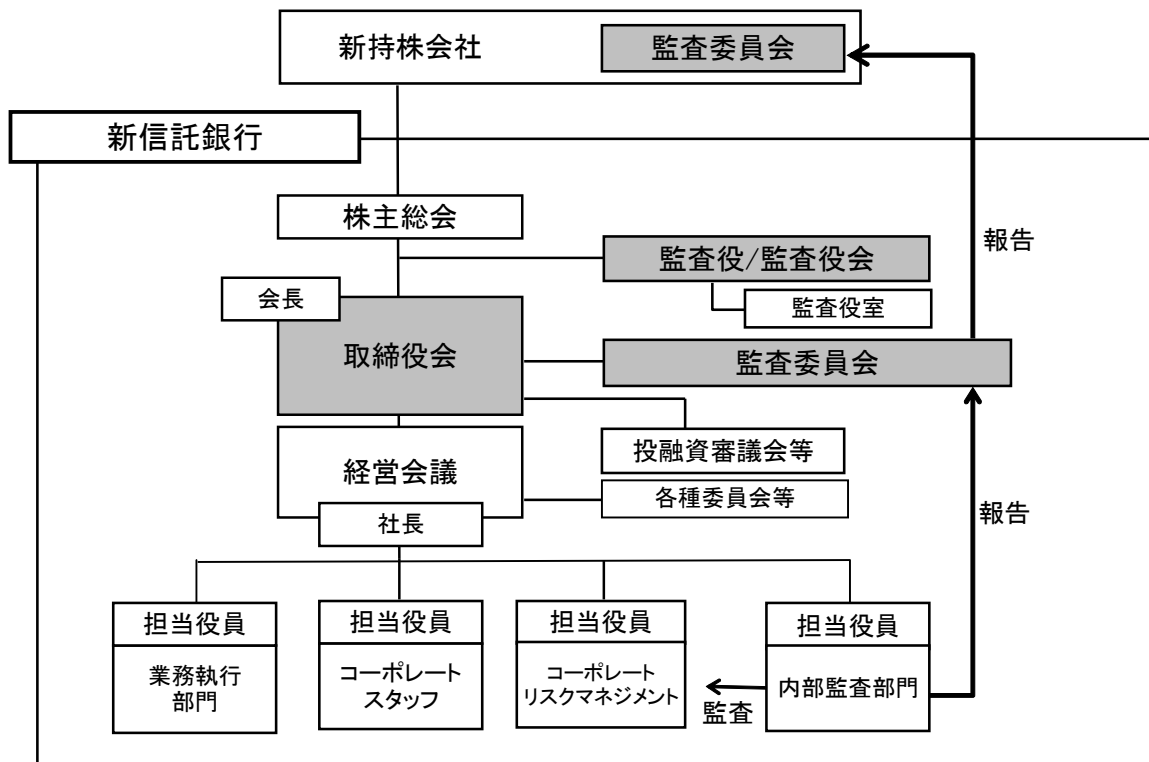
新持株会社・新普通銀行のコーポレート・ガバナンス態勢



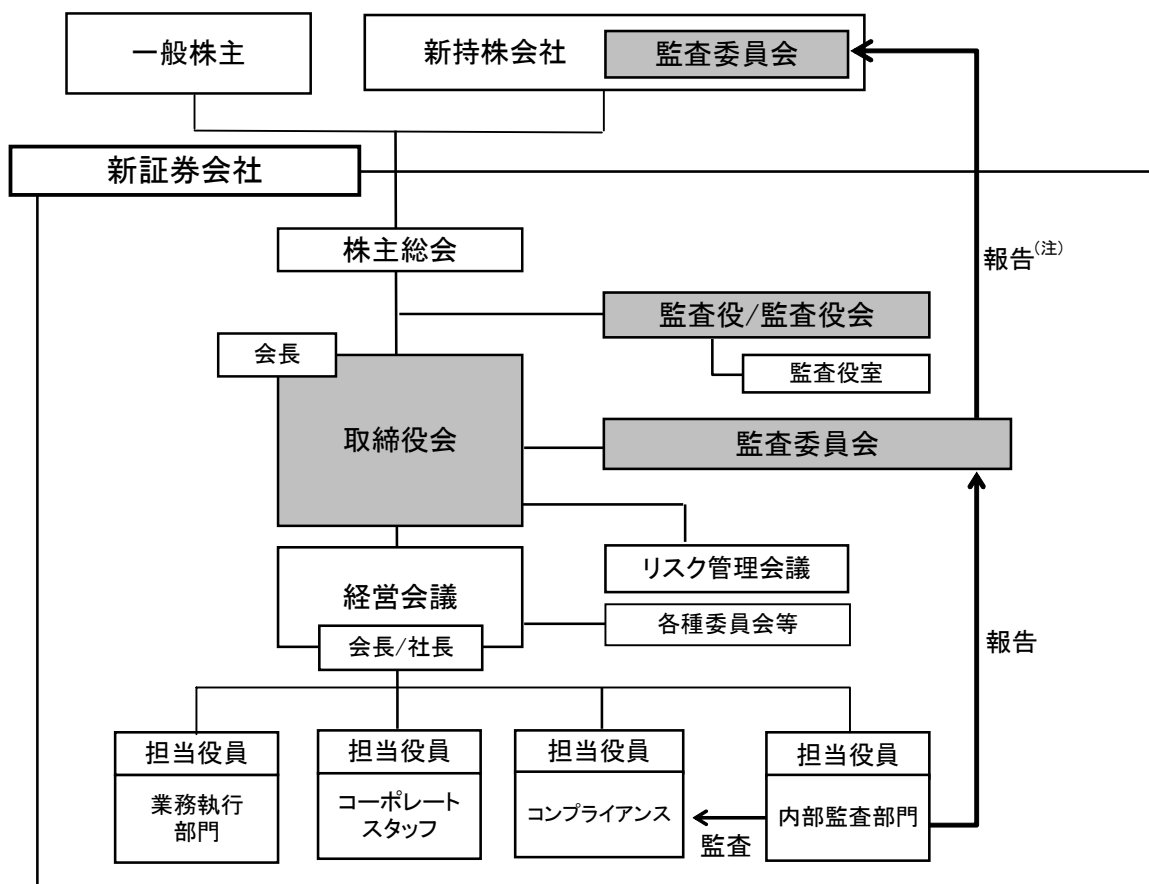
■ … 社外のメンバーがいる機関

* 各組織の正式呼称は、別添の各社組織図をご参照ください。

新信託銀行のコーポレート・ガバナンス態勢



新証券会社のコーポレート・ガバナンス態勢

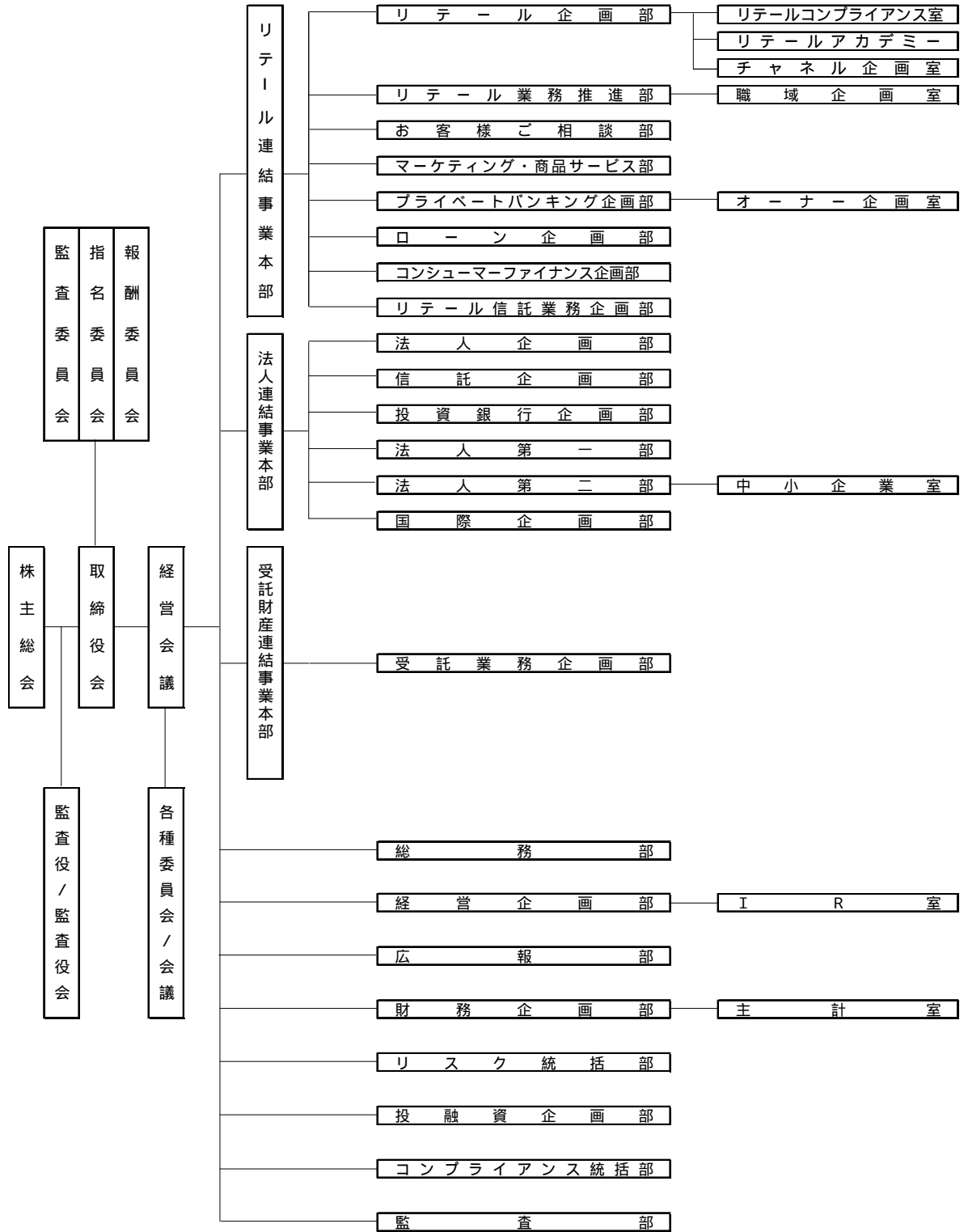


(注) 持株会社の監査委員会は、証券会社より、証券取引法等の法令等遵守に留意しつつ、監査委員会の審議内容の報告を受けます。

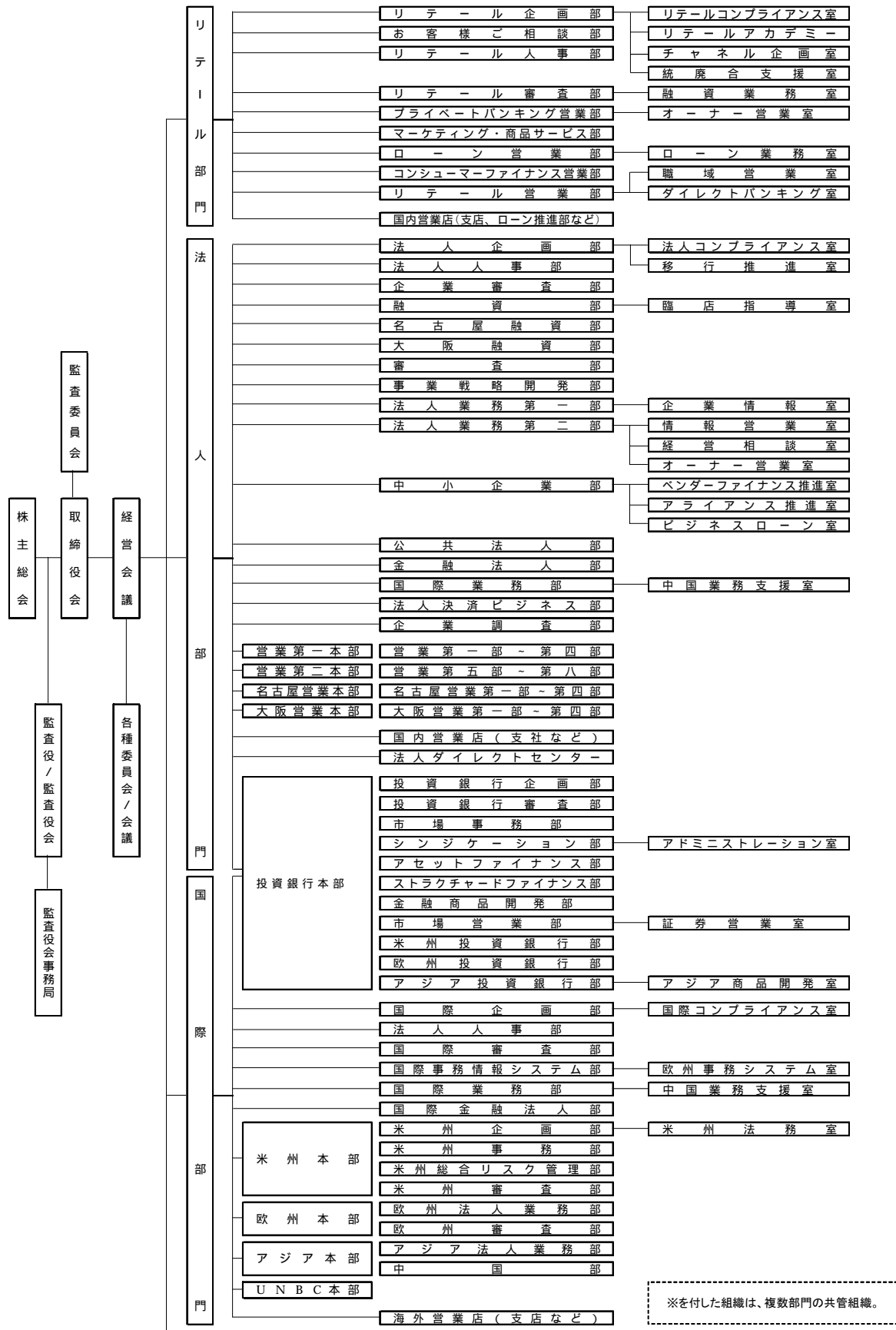
■ … 社外のメンバーがいる機関

* 各組織の正式呼称は、別添の各社組織図をご参照ください。
各種委員会等は本図より詳細を省略しています。

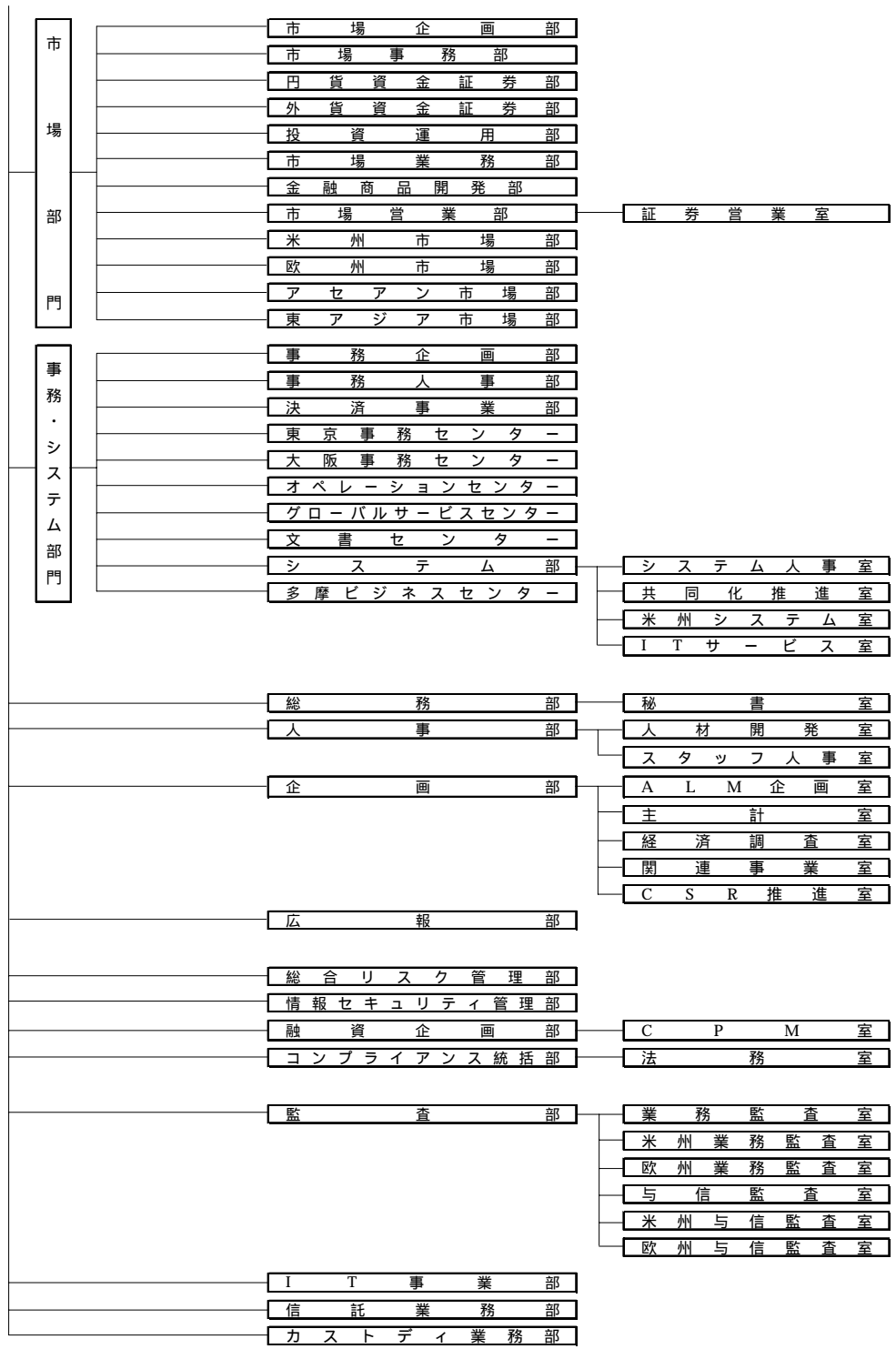
新持株会社の組織図



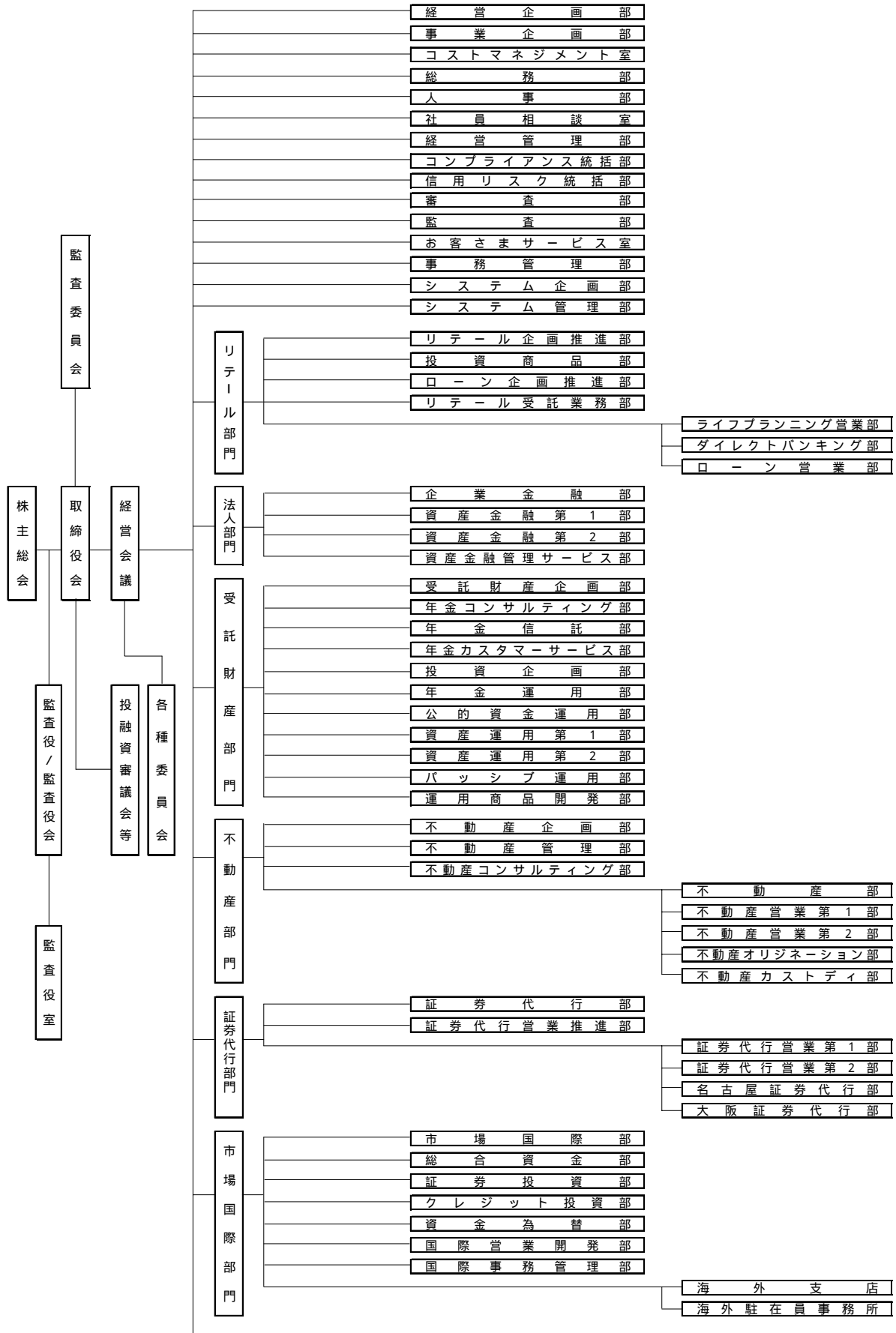
新普通銀行の組織図



新普通銀行の組織図



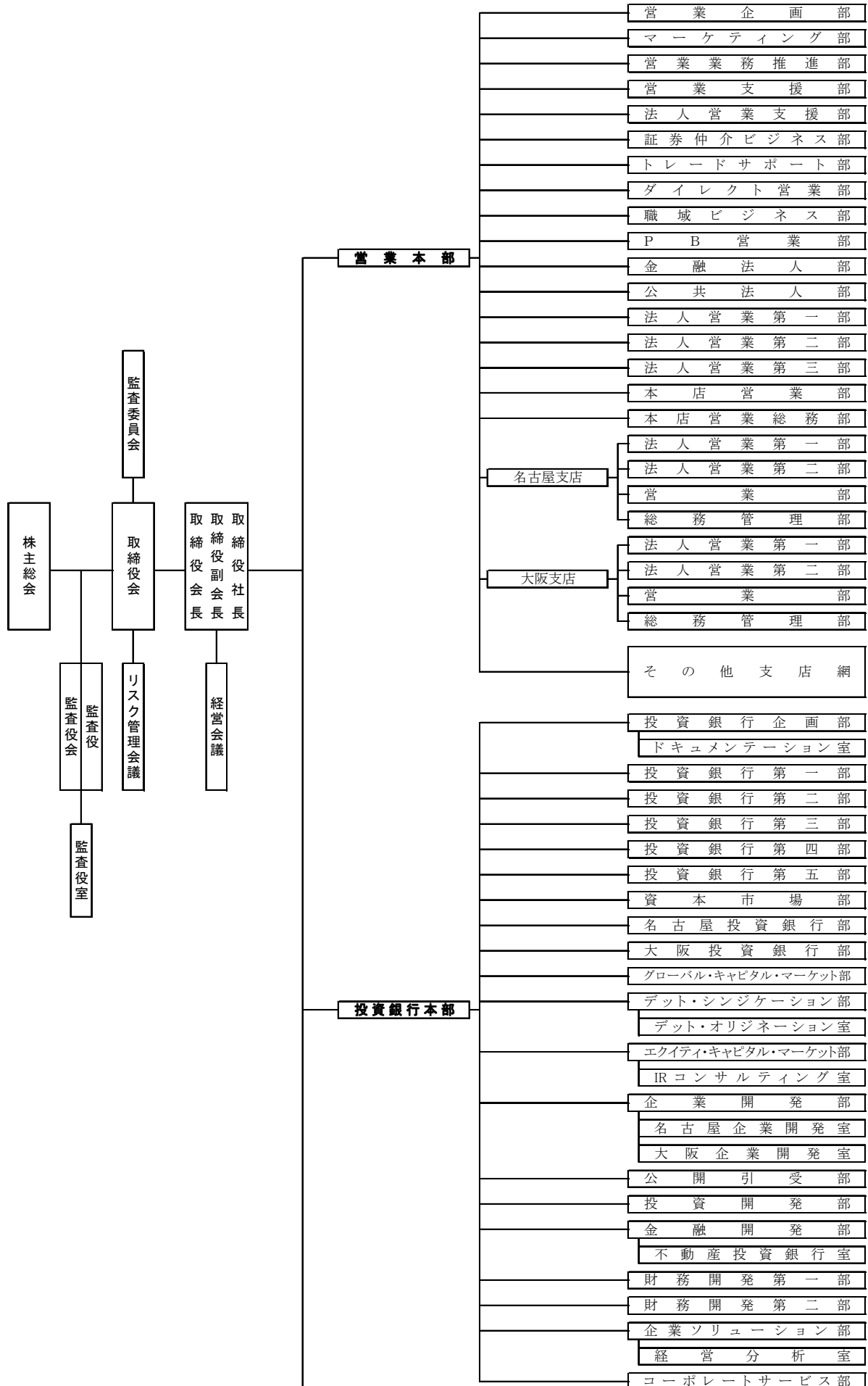
新信託銀行の組織図



新信託銀行の組織図

	本 店 営 業 部
	東 京 営 業 部
	東 京 財 務 相 談 部
	本 店 法 人 営 業 第 1 部
	本 店 法 人 営 業 第 2 部
	法 人 営 業 部
	証 券 営 業 部
	営 業 第 1 ~ 9 部
	東 京 営 業 第 1 ~ 6 部
	営 業 開 発 第 1 部
	営 業 開 発 第 2 部
	年 金 営 業 第 1 ~ 8 部
	神 奈 川 営 業 部
	名 古 屋 営 業 部
	名 古 屋 法 人 営 業 部
	名 古 屋 年 金 営 業 部
	名 古 屋 不 動 産 部
	大 阪 法 人 営 業 部
	大 阪 法 人 営 業 第 1 ~ 4 部
	大 阪 年 金 営 業 第 1 ~ 3 部
	大 阪 不 動 産 部
	九 州 営 業 部
	国 内 支 店
	国 内 出 張 所

新証券会社の組織図



米国証券取引委員会 (SEC) への文書提出

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(「MTFG」)は、株式会社UFJホールディングス(「UFJ」)とMTFGの経営統合に伴い、Form F-4による登録届出書を米国証券取引委員会(「SEC」: U.S. Securities and Exchange Commission)に提出いたしました。Form F-4には、目論見書(prospectus)及びその他の文書が含まれています。UFJは、Form F-4の効力が発生した後、当該経営統合を承認するための投票が行われる予定である株主総会の実施日前に、Form F-4の一部として提出された目論見書とその米国株主各位に対して発送する予定です。Form F-4及び目論見書には、MTFGに関する情報、UFJに関する情報、本経営統合、及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれています。UFJの米国株主におかれましては、UFJ株主総会において本経営統合について決定なさる前に、本経営統合に関連してSECに対して提出されたForm F-4、目論見書、及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4、目論見書、及びその他、本経営統合に関連してSECに提出される全ての文書は、提出後にSECのホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。なお、株主の皆様には、本経営統合に関連してSECに提出される目論見書及びその他全ての文書を無料にて配布させていただきます。配布のお申し込みは、お電話・お手紙・電子メールにて承ります。

MTFG担当者:

Mr. Hirotsugu Hayashi
〒100-6326
東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
丸の内ビル26F
電話: 81-3-3240-9059
メール: Hirotsugu_Hayashi@mtfg.co.jp

UFJ担当者:

Mr. Shiro Ikushima
〒100-8114
東京都千代田区大手町1丁目1番1号
電話: 81-3-3212-5458
メール: shiro_ikushima@ufj.co.jp

さらに、MTFGは、Form F-4、目論見書、及びその他、本経営統合に関連してSECに提出する全ての文書に追加して、年次報告書(アニュアル・レポート)及びその他の情報をSECに提出することが義務づけられます。これらのSECに提出される報告書及びその他の情報等については、SEC内に設置されている公開閲覧室(public reference rooms 住所: 450 Fifth Street, N.W., Washington, D.C. 20549)又はニューヨーク州ニューヨーク市・イリノイ州シカゴ市の公開閲覧室において閲覧・コピーが可能です。公開閲覧室に関する詳しい情報については、SECまでお電話にてお問い合わせ下さるようお願いいたします。(電話番号: 1-800-SEC-0330)なお、SECに提出された文書は、SECのホームページ(www.sec.gov)又は民間の文書検索サービスを通して入手可能です。

将来の見通しに関する記述

本書には、MTFG、UFJ、及び本経営統合完了後の事業についての将来の見通しに関する情報及び記述が含まれています。将来の見通しに関する記述とは、歴史的事実を述べるものではない記述を意味します。こうした記述には財政状態に関する見通し及び予測(financial projections and estimates)及びその前提、将来の事業・製品・サービス等に関する計画・目的・期待に関する記述、並びに将来のパフォーマンスに関する記述が含まれます。将来の見通しに関する記述は、一般に、期待する("expect") 予想する("anticipate") 考える("believe") 意図する("intend") 予測する("estimate") 又はその他これに類似した表現により特定されます。MTFG及びUFJの経営陣は、そうした将来の見通しに関する記述に反映されている期待は合理的なものであると考えますが、将来の見通しに関する情報及び記述は、様々なリスクや不確定要素により影響を受ける事にご注意下さい。その多くは予測困難かつMTFG及びUFJの統御を越えたものである為、将来の見通しに関する記述の中で言及・示唆・予測されている情報及び記述は、実際の結果や状態と大きく異なる可能性があります。かかるリスクと不確定要素には、MTFGがSECに提出したForm F-4登録届出書に含まれる目論見書の"Cautionary Statement Concerning Forward-Looking Statements"(将来の見通しに関する記述についての注意事項)及び"Risk Factors"(リスク要因)の項に列挙されたもの等を含めて、MTFG及びUFJがSEC又はその他の現地当局へ公式に提出した文書中で検討又は指摘されている事項が含まれます。MTFG及びUFJは、適用法により義務づけられている場合を除き、将来の見通しに関するいかなる情報及び記述もそれを更新又は改定する義務を一切負わないものとします。